



# ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム  
 株式会社ヒューマン・プライム  
 東京都中央区日本橋人形町1-18-9  
 ATビル5F 〒103-0013  
 TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052  
 MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 協会けんぽ発行の健康保険証の記載事項変更について



2020年10月19日以降、新たに発行される協会けんぽ発行の健康保険証の記号・番号に2桁の枝番が印字されることになりました。

2021年3月からマイナンバーカードをオンライン資格確認(下記※1参照)によって健康保険証として利用できる制度(下記※2参照)が始まります。この制度のためには、マイナンバーカードに健康保険証の情報を組み込む必要があり、これに伴い健康保険証の記号・番号を個人単位化することになりました。なお、2020年10月18日以前に発行された健康保険証は従来通り使用でき、すでに発行されている保険証の更新(差し替え)もありません。

「健康保険 被扶養者(異動)届」に枝番を記載する欄を設けた書式が今後発行されることになると思いますので、会社で枝番を管理するかを予め検討しておく必要があるのではないのでしょうか。

### ※1. オンライン資格確認について

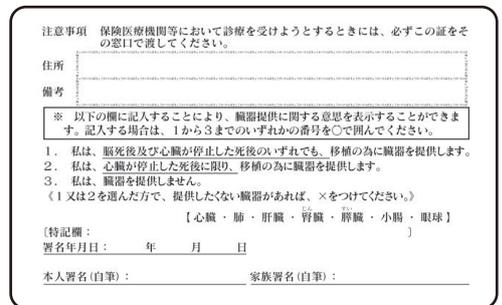


オンライン資格確認とはマイナンバーカードのICチップまたは、健康保険被保険者証の記号番号等により医療機関等がオンラインで資格情報の確認ができることをいいます。

記載事項が変更となった協会けんぽの健康保険証(水色)は、左画像のとおりです。被扶養者も含めて加入者1人1枚のカードとなります。



裏面



※大きさはクレジットカードサイズで、縦54ミリ×横86ミリです。

### ※2. 2021年3月からのマイナンバーカードの健康保険証利用について

2021年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できる制度が始まると、医療機関や薬局の窓口等でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで、医療保険資格を確認できるようになります。この制度によって、就職や転職、引っ越しをしてもマイナンバーカードを健康保険証として利用し続けることができるようになることや、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されること等がメリットとして挙げられています。

利用申し込みは本年8月より受付が開始されています。申し込みのためには、まずはマイナンバーカードを取得する必要があり、その上でマイナポータルにアクセス、自身で用意したスマートフォンでマイナンバーカードを読み取る仕組みになっています。

健康保険証の発行は今後も続きますが、昨今のニュースや報道等を見ると、政府はマイナンバーカードの健康保険証利用を促進させ、いずれ健康保険証の発行を廃止する方向にしたいようです。



ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。